

議案第 81 号

さぬき市公文書館条例の制定について

さぬき市公文書館条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市公文書館条例

(設置)

第1条 歴史公文書等（さぬき市公文書等の管理に関する条例（令和4年さぬき市条例第18号。次条において「条例」という。）第2条第3項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）の適切な保存及び利用を図るとともに、これに関連する調査研究を行うため、公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項の公文書館として、さぬき市公文書館（以下「公文書館」という。）をさぬき市寒川町石田東甲425番地に設置する。

(業務)

第2条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 条例第3章に規定する、特定歴史公文書等（条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等という。以下同じ。）の保存、利用等に関する業務
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、歴史公文書等の収集及び整理並びに展示その他の一般の利用に関する業務
- (3) 歴史公文書等に関連する調査研究に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第3条 公文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、公文書館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 公文書館の秩序を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 公文書館に保存する特定歴史公文書等その他の資料又は公文書館の施設設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公文書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第5条 公文書館に保存する特定歴史公文書等その他の資料又は公文書館の施設設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の決定に基づきこれを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 82 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成14年さぬき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）附則第9項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(さぬき市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成14年さぬき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 さぬき市職員の育児休業等に関する条例(平成14年さぬき市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) さぬき市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) さぬき市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例(平成14年さぬき市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書及び第4項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第11項を削る。

第6条第1項を次のように改める。

地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第2項中「短時間勤務職員」を「職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2

号中「及び短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「1か月当たりの運賃相当額」を「1か月当たりの運賃等相当額」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条第3項から第10項まで及び第9条の2から第12条まで（第11条の2を除く。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第27条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) さぬき市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年さぬき市条例第 号）による改正前のさぬき市職員の定年等に関する条例（平成14年さぬき市条例第29号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) さぬき市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

- (4) さぬき市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 1 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 4 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 5 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 1 6 育児短時間勤務職員等に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2ア 医療職給料表（1）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第2イ 医療職給料表（2）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第2ウ 医療職給料表（3）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

（さぬき市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第6条 さぬき市職員等の旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) さぬき市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) さぬき市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 さぬき市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年さぬき市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(さぬき市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第9条 さぬき市職員の修学部分休業に関する条例(平成19年さぬき市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「地方公務員法」を「及び地方公務員法」に改める。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第19条第2項第3号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(さぬき市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 さぬき市職員の再任用に関する条例(平成14年さぬき市条例第30号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさぬき市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさぬき市一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該

暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第13条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例第5条第7項から第10項まで、第9条の2から第11条まで並びに第12条並びに新給与条例第5条第3項から第6項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第9項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第7条の規定による改正後のさぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項及び第10条の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」と、同条例第10条第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

過措置)

第6条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後のさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第2項の規定を適用する。

議案第 83 号

さぬき市職員の定年等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の定年等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の定年等に関する条例（平成14年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該

業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（病院又は診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

- (1) さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）第21条第1項に規定する職
- (2) さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）第14条に規定する職

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数

の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、

短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、さぬき市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年さぬき市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次に定める定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次

の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に規定する職員にあつては、年齢63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のさぬき市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後のさぬき市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、

当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地

方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条約定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することが

できる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令

和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条

又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 8 4 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例及びさぬき市会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例及びさぬき市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治
法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決
を求める。

令和 4 年 1 2 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例及びさぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		

79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500	384,700	395,300	
103		297,800	345,900	385,100	395,600	
104		298,100	346,300	385,500	395,800	
105		298,300	346,800	385,800	396,000	
106		298,600	347,200	386,300	396,300	
107		299,000	347,600	386,700	396,600	
108		299,300	348,000	387,100	396,800	
109		299,500	348,500	387,400	397,000	
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500	398,300	
115		301,300		389,900	398,600	
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		

	121		303,100		392,200				
	122		303,300		392,700				
	123		303,600		393,100				
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700

36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	

	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
職員以	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
外の職	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
員	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200

14	175, 500	212, 000	245, 300	266, 400	307, 000	353, 200
15	177, 400	213, 600	246, 500	267, 600	309, 100	355, 100
16	179, 200	215, 200	247, 800	268, 700	311, 100	357, 100
17	181, 100	216, 600	248, 600	270, 200	313, 100	358, 900
18	182, 600	218, 200	249, 800	271, 900	315, 100	360, 900
19	184, 400	219, 900	250, 900	273, 600	317, 200	362, 900
20	186, 200	221, 600	252, 000	275, 300	319, 300	364, 900
21	187, 700	222, 900	253, 400	277, 000	321, 100	366, 700
22	189, 200	224, 400	254, 200	278, 700	323, 100	368, 700
23	190, 700	225, 800	255, 100	280, 400	324, 900	370, 800
24	192, 200	227, 300	256, 000	282, 000	326, 900	372, 900
25	193, 800	228, 500	257, 000	283, 700	328, 600	374, 300
26	195, 100	229, 900	258, 100	285, 400	330, 500	376, 100
27	196, 600	231, 200	259, 200	287, 200	332, 500	377, 900
28	198, 000	232, 400	260, 400	288, 800	334, 500	379, 600
29	199, 500	233, 600	261, 800	290, 200	335, 800	381, 400
30	200, 700	234, 900	263, 400	291, 800	337, 600	382, 900
31	202, 000	236, 400	265, 000	293, 400	339, 300	384, 500
32	203, 300	237, 700	266, 500	295, 100	341, 100	386, 200
33	204, 700	238, 700	267, 800	296, 800	342, 800	387, 500
34	206, 100	240, 000	269, 500	298, 500	344, 600	388, 800
35	207, 400	240, 900	271, 100	300, 300	346, 500	390, 100
36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300	391, 300
37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100	392, 400
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800	393, 600
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400	394, 700
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100	395, 800
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100

56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300		
87		289, 700	325, 600	346, 600		
88		289, 900	326, 000	346, 900		
89		290, 300	326, 400	347, 300		
90		290, 500	326, 800	347, 600		
91		290, 700	327, 200	348, 000		
92		290, 900	327, 600	348, 300		
93		291, 300	327, 900	348, 700		
94		291, 500	328, 100	349, 000		
95		291, 700	328, 500	349, 300		
96		292, 000	328, 800	349, 600		
97		292, 400	329, 000	349, 900		

	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400	353,700		
	107			331,800	354,100		
	108			332,000	354,500		
	109			332,200	355,000		
	110			332,600	355,400		
	111			333,000	355,800		
	112			333,400	356,200		
	113			333,600	356,700		
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
職員以	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
外の職	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
員	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200

18	197, 500	225, 600	262, 700	281, 800	316, 100	364, 200
19	199, 500	227, 100	263, 500	282, 800	317, 800	366, 300
20	201, 500	228, 600	264, 300	284, 000	319, 500	368, 400
21	203, 500	229, 700	265, 200	285, 500	320, 900	370, 100
22	205, 400	231, 400	265, 900	287, 100	322, 400	372, 200
23	207, 500	233, 100	266, 800	288, 400	323, 900	374, 300
24	209, 600	234, 700	267, 600	289, 700	325, 400	376, 300
25	211, 200	236, 000	268, 600	290, 800	326, 800	378, 300
26	212, 500	237, 700	269, 400	292, 400	328, 200	379, 900
27	213, 700	239, 400	270, 300	294, 100	329, 700	381, 800
28	215, 000	241, 100	271, 300	295, 600	331, 300	383, 700
29	216, 200	242, 700	272, 500	296, 600	332, 400	385, 500
30	217, 300	244, 100	273, 700	298, 000	333, 900	387, 200
31	218, 600	245, 400	275, 200	299, 400	335, 300	389, 100
32	219, 700	246, 500	276, 500	300, 900	336, 800	390, 900
33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600
34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300
35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100
36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300

60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		

102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300
119	295, 300	326, 500	359, 900	378, 800
120	295, 700	326, 700	360, 400	379, 300
121	296, 000	326, 900	360, 800	379, 900
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		

	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さぬき市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第25条第1項中「第24条第4項」を「第24条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「、「それぞれ」を「「それぞれ」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給料表改定の効力発生時期の特例)

4 第4条(第19条第4項において適用する場合を含む。)の規定により給与条例第4条第1項の規定を準用するフルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の算定に用いる基準月額に係る、同項各号に規定する給料表の改定が行われる場合の当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日(当該施行の日が4月1日であるときは、その日)から生ずるものとする。

第4条 さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第24条第2項」を「第24条第1項及び第4項中「退職し、又は死亡した」とあるのは「死亡した」と、同条第2項」に、「、「100分の130」」を「「100分の125」」に改める。

第25条第1項中「第24条第2項」を「第24条第1項中「退職し、又は死亡した」とあるのは「死亡した」と、同条第2項」に、「100分の130」を「100分の125」に、「基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は)」を「基準日(死亡した職員にあっては、)」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年12月28日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後のさぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第16条第1項及び第25条第1項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前のさぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 85 号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条
第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定は、令
和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市議会議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第86号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 87 号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

さぬき市印鑑条例の一部改正について

さぬき市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市印鑑条例の一部を改正する条例

さぬき市印鑑条例（平成14年さぬき市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第4項を削る。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者本人が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて行うときは、登録証を添えることを要しない。

第13条第2項中「の申請」を「（ただし書を除く。）の規定による申請」に改め、同条第3項中「登録証」の次に「（第1項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード）」を加える。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条 前条に定めるもののほか、登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用することにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

議案第 89 号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 8 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表10の項、11の項、14の項及び31の項中 「400」 を

「
400
（多機能
端末機に
より交付
する場合
は、30
0）」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「多機能端末機」とは、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用することにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

議案第90号

さぬき市児童館条例及びさぬき市放課後児童クラブ条例の
一部改正について

さぬき市児童館条例及びさぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市児童館条例及びさぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

(さぬき市児童館条例の一部改正)

第1条 さぬき市児童館条例(平成14年さぬき市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大川町児童館の項及び寒川児童館の項を削る。

別表中「大川町児童館」及び「寒川児童館」を削る。

(さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 さぬき市放課後児童クラブ条例(平成14年さぬき市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「大川町放課後児童クラブ」を「さぬき南放課後児童クラブ」に、「鴨庄放課後児童クラブ」を「さぬき北放課後児童クラブ」に改め、同条第2項の表名称の項の次に次のように加える。

さぬき南放課後児童クラブ専用施設	さぬき市大川町南川61番地
------------------	---------------

第2条第2項の表中「鴨庄放課後児童クラブ専用施設」を「さぬき北放課後児童クラブ専用施設」に改め、同表に次のように加える。

寒川放課後児童クラブ専用施設	さぬき市寒川町石田西812番地1
----------------	------------------

別表第2志度第1放課後児童クラブ専用施設の項中「志度第1放課後児童クラブ専用施設」を「さぬき南放課後児童クラブ専用施設」に改め、同項の次に次のように加える。

志度第1放課後児童クラブ専用施設	各室1時間当たり	500	冷暖房を使用したときは、500円を追加する。
------------------	----------	-----	------------------------

別表第2中「鴨庄放課後児童クラブ専用施設」を「さぬき北放課後児童クラブ専用施設」に改め、同表に次のように加える。

寒川放課後児童クラブ専用施設	各室1時間当たり	500	冷暖房を使用したときは、500円を追加する。
----------------	----------	-----	------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第91号

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を、「修了したもの」の次に「（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して1年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に放課後児童支援員の業務に従事することとなった者に係る改正後の第10条第3項の規定の適用については、同項中「放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して1年を経過する日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。

議案第92号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1から別表第3までの規定中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第93号

さぬき市自然休養村施設外1施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市自然休養村施設外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市自然休養村施設
さぬき市農林漁業体験実習館
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第94号

さぬき市健康生きがい施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市健康生きがい施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市健康生きがい施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第95号

さぬき市野外音楽広場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市野外音楽広場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市野外音楽広場

- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第96号

さぬき市シーサイドコリドールの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市野外音楽広場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市シーサイドコリドール
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第97号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	安松団地 3号線	さぬき市長尾西 字安松 371番12地先	さぬき市長尾西 字安松 370番8地先	83.1	4.0~10.2
2	安松団地 4号線	さぬき市長尾西 字安松 371番10地先	さぬき市長尾西 字安松 370番14地先	52.7	5.0~9.2
3	福家団地 1号線	さぬき市長尾西 字福家 230番14地先	さぬき市長尾西 字福家 230番12地先	154.1	5.2~10.9
4	福家団地 2号線	さぬき市長尾西 字福家 230番18地先	さぬき市長尾西 字福家 230番16地先	122.6	5.2~10.6
5	下所東西 支線	さぬき市造田是弘 字西下所 109番2地先	さぬき市造田是弘 字西下所 109番1地先	90.0	10.4~17.9
6	川西 3号線	さぬき市鴨庄 字不動寺 2589番14地先	さぬき市鴨庄 字小池 2550番38地先	58.0	8.2

議案第98号

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付けしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 貸付けする財産の表示

土地（旧神前小学校）

所在地	地目	面積（㎡）
さぬき市寒川町神前字山崎1615番	学校用地	4,983.00
計		4,983.00

建物（旧神前小学校）

所在地	種別	延床面積（㎡）
さぬき市寒川町神前字山崎1615番	管理教室棟	1,403.00
さぬき市寒川町神前字山崎1615番	屋内運動場 （附属施設含む。）	410.00
計		1,813.00

- 2 貸付けの相手方
- | | |
|-----|--------------------|
| 所在地 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 |
| 名称 | vKirikom Japan株式会社 |
| 代表者 | 代表取締役社長 猪塚 武 |

- 3 貸付けの期間
- | | |
|----|----------------------|
| 土地 | 令和5年1月12日～令和8年3月31日 |
| 建物 | 令和5年1月12日～令和9年12月31日 |